

# かとう知っところ情報 (第129版)

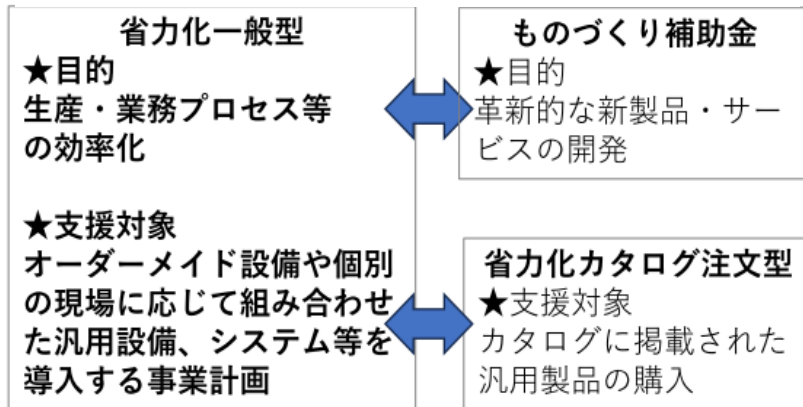
ホームページ・Instagram・Facebookでも情報発信中！

発行日：令和7年2月20日  
発行：加東市商工会

## 多様な省力化投資を支援します『中小企業省力化投資補助金』（一般型）

人手不足に悩む中小企業等に対して個別の現場や事業内容に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援します。

### カタログ注文型やものづくり補助金との違いは？



『活用イメージ』

※オーダーメイド設備等の導入を行う事業計画を策定すること。

■たとえば、通信販売事業でオンラインショッピングの顧客数及び購買数量に対応する自動梱包機及び倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入する。

■たとえば、自動車関連部品製造業で検査が厳しい微細な関連部品の製造を効率的におこなうために最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を現場に合わせて導入する場合。

その他申込については基本要件等がございますので、詳しくは下記の間合せ先にご確認ください。  
【お問合せ窓口】ナビダイヤル:0570-099-660 IP電話等からのお問合せ:03-4335-7595  
(受付時間:9:30~17:30(月曜日~金曜日(土・日・祝日を除く))

## 事業の再構築に挑戦する方『事業再構築補助金』第13回公募開始

### 事業類型の概要

事業類型	補助上限額	補助率
<p><b>成長分野進出枠（通常類型）</b></p> <p>・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け</p> <p>・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け</p>	<p>【従業員数20人以下】 1,500万円（※2,000万円）</p> <p>【従業員数21~50人】 3,000万円（※4,000万円）</p> <p>【従業員数51~100人】 4,000万円（※5,000万円）</p> <p>【従業員数101人以上】 6,000万円（※7,000万円）</p> <p>(一部廃業を伴う場合2,000万円上乗せ) ※短期に大規模な賃上げを行う場合</p>	<p>中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合</p>
<p><b>成長分野進出枠（GX進出類型）</b></p> <p>・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者向け</p>	<p>・中小 【従業員数20人以下】 3,000万円（※4,000万円）</p> <p>【従業員数21~50人】 5,000万円（※6,000万円）</p> <p>【従業員数51~100人】 7,000万円（※8,000万円）</p> <p>【従業員数101人以上】 8,000万円（※1億円）</p> <p>・中堅 1億円（※1.5億円）</p> <p>※短期に大規模な賃上げを行う場合</p>	<p>中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合</p>
<p><b>コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）</b></p> <p>・コロナ禍が終息した今、最低賃金上げの影響を大きく受ける事業者向け</p>	<p>【従業員数5人以下】 500万円</p> <p>【従業員数6~20人】 1,000万円</p> <p>【従業員数21人以上】 1,500万円</p>	<p>中小3/4（※2/3） 中堅2/3（※1/2） ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合</p>

《補助対象経費の例》

建物費(建物の建築・改修等)  
機械装置・システム構築・技術導入費(知的財産導入に要する経費)、外注費(加工料、設計等)  
広告宣伝費・販売促進費(広告作成、展示会出展等)研修費(教育訓練費等)  
注)補助対象企業の従業員の人件費、旅費、不動産、汎用品の購入費等は補助対象外です。

【公募期間】

令和7年1月10日(金)  
~3月26日(水)18:00

よくあるご質問  
<https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/faq.html>  
お問い合わせ  
●事業再構築補助金事務局コールセンター コールバック予約システム  
<https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/callback.html>



事業再構築補助金事務局HP

# 兵庫県 SDGs 推進宣言事業 随時受付中！ぜひ申請してください！

## 応募要件・申請方法



### 1 応募要件

以下の(1)~(3)をすべて満たすこと

- (1) 基本要件:兵庫県内に事業所を有し、原則として保証協会の保証対象業種に属する中小企業や産地組合、又は中小企業を構成員とする業界団体  
※産地組合の定義は、県内地場産業における産地企業により構成される共同組合等の共同組織とする。
- (2) 資格:①県税等に未納が無いこと。②暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団に該当しないこと。③法令違反もしくは公序良俗に反する行為がないこと。
- (3) SDGs関係(宣言内容等)
  - ①17 のゴールから、目指すゴールを 1 つ選択する。
  - ②目指すゴールと自社の活動関係を明らかにすること
  - ③ゴールの達成に向けた具体的な取り組みを設定すること。④上記①~③の取組をHP等により公表していること。

※ 宣言内容イメージ  
(和菓子屋の例)

- ① 12 つくる責任つかう責任
- ② 製造過程の食品廃棄物の発生量を改善したい
- ③ 製造体制を見直し、5年後に食品廃棄物を半減させる

### 2 申請方法

下記 HP から簡単にオンライン申請が可能です！

<https://web.hyogo-iic.ne.jp/sdgs/about>

※郵便やメールによる申請は受付できません。  
※スマートフォンからは申請が可能です。



公益財団法人  
ひょうご産業活性化センター

【問い合わせ先】  
経営推進部成長支援課 ☎:078-977-9117  
E-mail: sdgs@staff.hyogo-iic.ne.jp

## 令和 7 年度雇用保険料率の改正

●失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 5.5/1000 に変更となります。

(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 6.5/1000 に変更となります。)

●雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き 3.5/1000 です(建設の事業は 4.5/1000 です。)

※右枠内の下段は令和 5 年 4 月~令和 6 年 3 月の雇用保険料です。

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和 6 年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和 6 年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和 6 年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

## 小規模企業共済・中小企業倒産防止共済で「安心」と「節税」を！

### ■小規模企業共済

経営者の退職金制度です。廃業や役員の退任等が生じた場合に積み立てた掛金に応じて共済金の受取ができます。掛金は 1,000 円~70,000 円(500 円単位で自由に選択できます。また、掛金の全額を「小規模企業共済等掛金控除」として課税所得から控除できます。

### ■中小企業倒産防止共済

取引先が倒産し売掛金等の回収が困難になった際に、連鎖倒産を未然に防ぐための共済制度です。掛金は月額 5,000 円~200,000 円(5,000 円単位)で選択できて、800 万円に達するまで積み立てることができます。掛金は全額損金処理又は必要経費に算入できます。